

特集・都市における資料館⑤

日本の文書館

青木虹二〈企画調整局都市科学研究室副主幹〉

一——はじめに

私が、横浜市史編集室に勤務したのは、昭和二十五年から三十七年までの足かけ一三年の間だから、戦後前半の歴史資料保存の動きについては比較的承知しているが、その後は横浜市立大学の図書館に三年間いたときが、関係があったくらいで、あとは別の仕事をしていたから、最近の動向については十分知っているとはいえない。ただ個人として、この間ずっと百姓一揆の史料蒐集につとめてきた関係上、全国各地の文書館めぐりを行ってきたので、これまで実際に見聞したことを折りこみながら、日本の文書

館（資料館）について語ってみたいと思う。

二——文書館は戦後民主主義の産物

文書館は戦後民主主義のうみだしたものだといふと、なんであんなかびくさい古文書や行政文書が民主主義と関係あるのかと奇異に思われるかもしれない。戦後の県市史編さんブームや文書館ばやりは、復古調ではないか、どうか。イギリスの都市の文書館は、後掲の米川伸一氏のお話にもあるように、その市の身分証明として、チャーター（特許状）をきちんと保管する必要上、ふるくから設置されていた。つまり

一——はじめに

二——文書館は戦後民主主義の産物

三——地方文書館のあゆみ

四——利用者にとっての文書館

文書館は市民にとって、自分たちのアイデンティティになっていったわけだ。

ところがわが国の自治体は、明治の中期上から編成されたために、とくに自分たちのアイデンティティを必要としなかった。それ故、戦前は自治体に文書館を設置するという思考は生まれなかったし、古文書の保存はつぎのようなかたちでこれまで引きつがれてきた。

第一に、江戸時代の村で名主や庄屋などの役をつとめた家筋の子孫が、倉や土蔵のなかに、私文書といっしょに公文書を保存してきた。また山の入会や水利・灌漑など権利関係の記された古文書は、その部落や水利組合で共有文書

として大事に保管されてきた。

第二に、大藩の旧大名の家では、旧家臣の子弟である歴史家を家史編さんにあたらせたが、その関係で藩文書が保存されてきた。『加賀藩史料』のように史料集が公刊されて、一般に利用される例もあったが、大部分は藩史として結実しても、使用した史料は未公開のまま眠っていた。三井家の史料をあつめて保管していた三井文庫も、この第二の型に入るが、戦前にまとめられた『三井家史料』は活版にもかかわらず、数十部しか印刷していない。公表は考えていなかったわけだ。

第三には、公共図書館による収蔵である。旧上野図書館は、旧幕引継書類を所蔵していたし、内閣文庫は、幕府の紅葉山文庫のほか、明治の初めから十年代の終りまでの政府の公文書（太政類典・府県史料その他）や公刊史料を所蔵していた。静岡の葵文庫（県立図書館）も文書でなく、刊行物だが、幕府所蔵のものを引き継いだので、このように名づけられたのである。大蔵省文庫や総理府統計局図書館も、原文書でなく活字化された史料であったが、非売品だった関係で、時代をさかのぼるとそこにかかないものがずいぶん収蔵されていた。

この三つのうち、研究者が簡単に利用できるのは、もちろん第三の公的な機関に所蔵された

ものであった。内閣文庫などは、宮城のなかにあった関係上、入口で検問をうけて入るのだが、二十年代の終り頃というところ、閲覧者はみな年輩の方で占められていた。そうした方々が典籍をしずかにひもといている脇のところで、私のような若僧がもっぱら物産表とか農産表といった刊本を筆記しているのは、場違いな感じがしたものだ。

その内閣文庫の蔵書も、いまは国立公文書館へ引き継がれて、すっかりまあたらしい施設に保管されているし、当時手で写すしかなかった明治初年の経済関係の史料はほとんどが復刻されて、いまでは容易に手にすることができるのだから、今昔の感にたえない。明治初期の行政文書では、太政類典や公文録などは大部のせい、茨城県の部が『茨城県史料』に活字化されている程度だが、府県史料の方は手ごろなせい、三十年代以後活字化が活発になされてきた。神奈川、群馬、静岡、宮城などがそうである。

ところが、戦後になると、財産税の徴収、土地改革などのため旧大名家では財政上のゆとりがなくなり、家史編さんのような顕彰事業は、ストップせざるを得なくなった。この時点で、大名家にあった旧藩文書も県・市・大学などの公共図書館へ寄託されるにいった。鳥取藩池田家文書が鳥取県立図書館へ、岡山藩池田家文

庫が岡山大学附属図書館へ移ったのなどはその好例であろう。鳥取藩の池田家文書はその後図書館へ寄贈された。

第一の旧家で所蔵する古文書も、田舎の場合はいわゆる戦災をまぬがれたとはいえず、戦後の紙不足に際会し、丈夫な和紙でできていただけに、襖の下張りや茶焙用などにどしどし使用されて、日一日と散逸するありさまだった。さらに農地改革によって地主の経済的な地盤が剝奪され、旧家の没落がはやまるにつれ、古文書の消滅もいっそう拍車をかけられた。

このような状態をまのあたりにして、憂慮を抱いた歴史研究者の一人が庶民史料の保存運動をはじめたのは、昭和二十二年のことである。野村兼太郎、豊田武、所三男、中田易直氏らが中心になって文部省にはたらきかけ、この結果、翌二十三年、学術研究会議の特別委員会として、近世庶民史料委員会が発足した。

長文だが、豊田武氏の要をえた説明を、つきにかかげて、その後の経過をみよう。

「ついで翌二十四年には、文部省の科学研究費の総合部門に『近世庶民史料調査研究』が、三年の計画で提出され、採択された。（中略）対象となったのは、天正初年から明治の末年に至る庶民の生活史料であり、文書・記録・図書を中心とし、民間の図書館や町村役場・

旧領主や役人の子孫・社寺・図書館・学校におよんだ。やはりもっとも多かったのは、江戸の中期から明治初期までの史料であり、これにより旧家の史料ではじめて世に紹介されたものもおびただしい数に上った。調査にはまず委員会による文書の細密な分類がつけられ、(中略)その成果が、『近世庶民史料所在目録』三輯である。こうしてこの委員会は

三カ年にわたって、全国的な史料調査が続けられたが、この事業は、科学研究費の支出に限界がある上に、当初の計画を達成するのになお数カ年を要することが明らかとなった。本調査は、史料館のような施設によって恒久的に進めることが妥当であるという意見が委員会の間で強くなり、ここに昭和二十八年三月末をもって、一切を史料館に任せることになった」(「近世庶民史料調査委員会のこと」へ地方史研究一五一号)

調査委員会は全国を八ブロックにわけ、さらに総合的調査研究会を別に設けて、九つの分科会とし、それぞれの責任分担で古文書の調査にあたり、府県別に所蔵者別の史料目録を作成した。参加者は約三百名に上っている。だいたい府県によって精粗はあるが、戦後の早い時点にされたことで、庶民史料の保存にはたした役割は大きい。刊本の所在目録にのっているのは、

ページ数の関係で、所蔵者名、点数、主要項目に限られたため、そのままでは役に立たないが、世の中がおちついて、近世文書にも値がつくようになるにつれ、もっぱら古本屋が蒐集のため利用するにいたったのは、皮肉なことである。

この目録の原本・副本は国立史料館・京大等に保管されているが、冊子だけでなく、状文書についても一点、一点の記載がなされているので便利である。中世文書とちがいで、近世の庶民史料がそれほど精密な調査を必要と考えていなかった早い時期に、すでにこのような基本調査が始められていたことは、特筆大書に備する。

私も百姓一揆の年表をつくるため、利用させて頂いたが、大部分の県では一部分だけの採訪にとどまっていたのに(戦後のあの不自由な時代では当然であろう)、長野県だけが悉皆調査といってもよい規模でなされていたのは、まざまざと研究者の層の厚さを思い知らされた。そしてこの調査が引金となって、委員会の仕事が終ったあとでも、長野県では引きつづき調査が行われ、松本地方では安曇・筑摩郡の所蔵者別による古文書を集大成した『古文書目録』三九冊がガリ版刷ではあるが、昭和二十八年から四十年にかけて刊行された。

その後、府県単位の古文書悉皆調査は福島県、神奈川県で行われ、それぞれ八冊、四六冊の目録が刊行された。また栃木県、和歌山県では現在進行中だが、これはいずれも県史編さんを機とする第一次作業として資料の調査が行われているものである。さらに、神奈川県では、相模原市、藤沢市、大和市、茅ヶ崎市などで地域の古文書目録が刊行されているが、県史の作業に触発されたものといえよう。悉皆調査にも拘わらず、猛スピードでやったため、県レベルではもれたものを、市単位の目録はずいぶんと補っているのである。本来ならば地域単位の調査がまずあって、それが府県、国へとひろがるのが望ましいのだが、戦後は逆であって、まず国レベルで始まり、それがだんだん下へおりてきたとみることができる。こうしたやり方だと、最初の国レベルの調査が、長野県のような例外のぞき、かなりムラがあるため、あとでやり直さねばならぬという欠点があるにせよ、まず文書の調査、保存が必要な仕事だと教えこんだことから、ある程度史料の消滅を防ぎえた訳なので、あながち失敗であったとはいえない。

いまいったことは、古文書の保存機関である史料館についても同様で、最初につくられたのは地域の文書館でなく、国による文部省史料館(現、国立史料館)であった。早急の発足を迫られたため、国が品川区豊町の三井文庫の敷地・建物を買上げ、昭和二十六年五月に開設してい

るが（準備は二十二年から東洋文庫内で開始された）、設備・人員とも不十分だったのにも拘わらず、当初から阿波の蜂須賀家文書、松江の松平家文書などの大名文書、松代の八田家文書、松阪の富山家文書などの商家文書といった史料の価値の高い文書を備える一方、その他の旧家の地方文書でも甲州の依田家文書、武州の富沢家文書のように質量ともに備わったものがあり、研究者にとっては当時唯一の文書館として利用されたものである。これらの古文書は、その後ほぼ年一冊の割で目録が出され、今年までに二七冊の刊行をみた。

図書館で目録を作成する基準には日本目録規則（NDC）があるが、古文書にはその分類をそのままには適用できないので、別に編成する必要がある。いろいろな区分方法があって、いまだに統一はされていないが、ひとつの基準となっているのが史料館による項目分類である。これは目録をみればすぐわかるが、実にこまかい区分であって、いたれりつくせりであるが、その点がまた問題でもあるので、とうとう規格にはならなかったといえる。当初、史料番号は受入れ順に史料番号を付すといったアマチュア的なやり方をしたため、編成された目録が不可欠となっている。かえって史料館とくらべると一見ラフに見える明治大学刑事博物館の分類基

準の方が、今日では広く利用されている。これは、史料館の方が精緻であればあるほど、研究者からの視点による編成であって、だれでもそう簡単に仕分けられるといった性質のものでなかったからであろう。

それはさておき、史料館は二十七年から対外活動として年一回一週間ほどの規模で古文書講習会を開催した。大正の終り頃までは、年輩の人であれば草書でかかれた古文書を読むのは造作もないことだったろうが、戦後となるとそうはいかない。専門家以外は読めなくなっているので、講習会はまず古文書の講読からはじめられた。講師の方では、分初歩的なコーチで齒がゆかったろうが、教わる方ではこれは大変ありがたかった。なにしろ、出席者は、県市史の編さん事務担当者や図書館の郷土資料担当司書がほとんどなので、みな古文書読みの早急の必要に迫られていたのである。これは今日もつづいており、年二回東京と地方で開催している。こうした動きより少し遅れたが、昭和二十五年には地方史研究協議会が発足した。はじめは学会中心の連絡協議会として考えられたが、いまでは個人研究者の参加によって性格が変ってきている。会誌の『地方史研究』は二十六年三月に創刊された。二四頁、千部、三〇円であった。他学会との違いは、大学の研究者だけでは

なく、民間の郷土史家が多数会員になり、バラエティに富んでいたことだ。初代の会長は先にあげた慶応大学の野村兼太郎教授で、事務局もはじめは史料編纂所内、つづいて文部省史料館開設後は同館内に置かれ三十年までつづいた。

戦後、新制大学の発足により、府県に最低ひとつの大学が置かれたことは、駅弁大学などとヤ、ユ、されようと、地方では人材の点で供給源となった。ちょうど二十年代の終りから、町村合併がさかんにすすめられたが、このため旧町村では記念事業として町村史を計画するところが多かった。戦前からの郷土史家に執筆を依頼する方が数としては多数を占めているが、なかには小中高校の教師が分担して集団で作成したのもあり、これらはいずれも新制大学を終えたばかりの若い社会科学の教師であった。こうした後者の活動が活発だったのは、やはりなんといっても長野県だった。雄誌『信濃』の執筆者の顔ぶれと、論文のすぐれた内容がそれを雄弁に物語っているが、これらの人々が市町村史の編さんにたずさわることで、地方史のレベルを一挙に高めたといえる。合併による市町村史のブームが一段落したところで、今度は各県史の編さんが始まった。県史のような広い地域の規模になると、長い準備期間と、始めるまでに一定度の蓄積が必要であった。それには市町村史が

編さん者の人の問題と史料の発掘とをある程度果していたから可能であったともいえる。三十年代の中頃から始まった県史編さんの波は、その後二十一年間に全国をおおいつくし、いまでは県史をつくっていないところがめずらしい有様である（大阪・岡山・香川）。

戦後の府県史の特徴は、全部ではないが、大部分は史料を集録するのに熱心であった。これは研究者の願望もあつたろうが、失われゆく過去の記録を大事に残しておきたいということが平均的な世論となつてきたためだ。思えば、つい最近まで権力者や支配者の行蔵のみが歴史と考えられていた。戦後の民主主義は、そうした歴史観を過去のものとした。名もない庶民の歩みを探求することも歴史なのだ。そこで今までかえりみられなかつた庶民史料が保存に備するものとなつたのだ。

大量の古文書が県史編さんの過程で発掘され、集められたが、県史の刊行が終つたあとが問題であつた。借りだした旧家へ返却すれば、いつ散逸するかわからないし、まして行政文書の場合は、お役目をおえたということで、廃棄されるかもしれない。ここで将来にわたつてきちんと残していくことが課題となつたわけだが、所蔵者から寄託をうけるには、自分の家に置くより安全だという保証が必要である。文書

館をつくつて史料を保存しようという運動はこうしてはじまつた。

外国では、行政機関の所有する文書を中央または地方の文書館に移すことを義務づけているところが多いが、さらに私文書であっても、イタリアのように、重要文書の所有者は、その地方の長官に届け出ねばならず、譲渡・分割を禁止されている例がある。社会主義国ではなおさらのこと、ソ連では、普遍性のある文書は私有を禁止され、東欧の国々でも文書の国への移管が義務づけられている（永尾信之「文書館―史料の保存と問題点―日比谷図書館研究紀要第一号」）。

わが国では、国立公文書館ができるまでは、中央文書館はなかつたから、各省庁の文書はそれぞれが管理するという分散的なやり方で、各々の文書を保管していた。この場合は保存が主たる目的となり、しかもそれは行政職員の担当業務だつたから、どの文書を残し、どの文書を捨てるかということもつばら行政上でしか判断しない。もちろん行政上必要とされる文書も多数あるだろうが、それはおそらく数十年の間の寿命であろう。その後は、私たちの次の世代の人々が歴史的な史料として使うことになるのだが、現場の職員にそこまでの判断を求めることは無理なので、やはりこういう仕事は文書館の専門職員の役目になるのだと思う。

また各省庁に個別に分散している場合、内部利用はともかく、外部からは利用しにくい。かつて「公文録」は総理府で保管していたが、紹介により訪れても、閲覧室があるわけではないので、会議室とか事務室の片隅を借用する。事務室と保管庫がはなれているので、持ち出してくる手間がたいへんだ。閉鎖的でなくずいぶん親切に対応して頂いたが、考えてみれば、向うにとつては余分な仕事であるのでそうそうは甘えていられない。結局、あの尨大な「公文録」の中味を一々あたることなどできず、見出しの目次をとるのが精一杯であつた。

それを思えば、いまはどうか。国立公文書館へ移されたことで、公文書館では「太政類典」や「公文録」はひんばんに利用されるので、ゼロックスで総目次を複写して目録室に常備してある。目次をみるだけでも何日も作業を要するとはいえ、それで必要な文書を探し出して請求すれば、たちどころに原文書が利用者に提供される。必要ならば写真に撮影もできるし、業者に委託してマイクロ化も可能である。公開というのは、ただみせるというだけでなく、図書館なみのこうしたシステム化のことを意味しているのだと思う。

三 地方文書館のあゆみ

地方でいちばん先にできた府県レベルの文書館は山口県の文書館である（二番目は北海道、三番目は埼玉）。昭和三十四年のことで、所蔵史料は県立図書館から引き継いだ毛利家文庫と県庁行政史料の八万点から成っていたが、最初は独立の館舎でなく図書館の三階を間借りしたものであったし、図書館長兼任の館長のほか、専任職員は二名しかいなかった。しかし、その後十年の間に、地方文書や県庁文書の増加により点数は二〇万点にふえたし、人員も専任館長のもとに研究員一名、事務職員一名計一三名となり、史料の保存だけでなく、『毛利文庫解説目録』、『萩藩閥閥録』の刊行などさまざまな活動が可能になるに至った。この間、山口県下では、すでに昭和二十五年に開設された岩国徴古館のほか、宇部市立図書館付設郷土館と下関文書館の二つが新しく発足した（広田暢久「山口県下の文書館設立運動の現状」へ地方史研究一〇六号）。

私が山口県文書館を二度にわたってたずねたのは昭和四十八年のことだが、そのころはずでに新館が建築されていて、大変使い勝手のよい文書館になっていた。この文書館を訪れる研究者は、長州藩の史料をもっぱら利用しているが、

明治・大正期から昭和戦前の山口県庁の行政文書も他に例をみない規模できちんと保存されている。府県のなかではいちばん揃っているが、いまのところ公の用以外はほとんど研究者に利用されていないとのことであった。しかし、今後地方行政の研究者にとっては、不可欠の史料であろう。

同じ頃、岐阜にも何度か足をほこんだ。ここは近かったのと、岐阜県立図書館と岐阜大学の郷土博物館が大量の庶民史料を所有していたので、その閲覧のために訪れたのである。双方とも所蔵目録が出ていたので、利用者にとっては、時間のロスが防げて、ずいぶんありがたいことであった。県立図書館には飛騨郡代文書と笠松代官文書が県庁から移管されていたが、それ以外に明治初期の行政史料があり、その頃の私は、木綿生産と綿作の関連を調べるため、明治十二年の郡村誌稿本を借り出して、せつせとノートに写しとったものである。岐阜県の郡村誌は他府県とちがいで、村別の生産品目わかるが、数量はのっていない。そのかわり、村単位での金額別地租納入者数がのせられていて、これは当時の階層構成を知る上で貴重な史料であるが、その後研究者がこれを取りあげた例をみないのは残念である。

なお、岐阜県では『岐阜県史』の刊行後、蒐

集した史料を中心に収蔵する岐阜県史料館が昨年の四月に完成、七月から閲覧を始めている。

先行の文書館のほとんどが教育委員会所属なのに対して、ここは総務部総務課の所管である。

さきの山口県文書館の広田暢久氏が文書館運営の問題点として、「右に関連して所属が教育委員会であるために、今後の文書館の中心史料である県庁行政史料がスムーズに受理できないこと」をあげていたが（前掲論文、岐阜の場合その問題は解決されているわけだ。しかし、所在地が県庁から八キロ離れているとのこと、これでは各部課で文書をなるべく手元に置いておきたいということになるかもしれない。現在古文書約七万点のほか、民俗資料若干、写真など約二万点、公文書約一万点を収蔵しているが、

公文書は有期限のもので、廃棄文書のみである。職員数は九人（内嘱託員三人）、敷地三、六〇〇㎡、建物一、七八三㎡、鉄筋コンクリート造三階建て、中規模のものであるが、この程度では書庫が意外と早く不足をつけるかもしれない。

県立文書館の設立までには、どこでもまず県立図書館での郷土資料室設置から始まって、ついで県史の編さんにすすみ、県史が完了した時点で、双方に集められた史料を文書館に収蔵するのが通例となっている。昭和四十五年九月に開館した福島県歴史資料館もその一例である。

ここは財団法人福島県文化センターの所属で、当初弾力的運営ができるようにとの意図から、県から独立して管理委託をうける形で発足したのであるが、今では予算・人員の面がかえってやりにくい面が生じているようだ。職員数は法人五、県出向五、嘱託一と一一人で、文化センターの一三階に併設され、延床面積は一、七五七㎡だが、考古の文化財収蔵庫を抱えこんでいるため、歴史資料の方は約半分なので、岐阜よりも規模は小さい。現在所蔵している資料は次のとおりである。

①県庁文書(管理委託された廃棄文書)一七、

九四六簿冊

②市町村文書

一一、〇七〇簿冊

③近世地方文書

寄託三二、六六七点、寄贈六

五〇点

④図書

寄託二、四八五冊、購入・寄

贈三、七四三冊

⑤その他

県史編さん資料・考古資料・

民俗資料など

東北地方では、旧大名家文書については、佐竹文書―秋田県立図書館、上杉文書―米沢図書館、酒井家文書―鶴岡市郷土資料館、南部家文書―盛岡公民館などできちんと保存されているが、県の行政文書の方は手遅れになっているといえる。そうしたなかで、福島県歴史資料館は

先駆的な役割を果たしている訳だが、同館の資料構成をみると、公文書以外では寄託資料が大部分を占め、資料購入の予算がきわめてとぼしい。これでは保存機関にとどまりかねないので、将来が気がかりだし、県レベルの文書館の場合、考古をあわせた複合施設というのは、社会教育課や文化財課の出先機関のような感じで、先々はそれぞれ独立すべき性質の施設と思われる。

ところで府県レベルで最大の規模の資料館には、京都府立総合資料館がある。建物面積は一三、七一九㎡だが、実はこれも複合施設で、母体は府立図書館である。そこへ古文書室、行政文書室、美術館、民俗館などがドッキングされたもので、収蔵資料は以下のとおりだから、メイソンはあくまでも図書館ということになる。

①図書などの文献資料 約三万八千冊
②中近世古文書 約二万五千点
③府庁文書などの行政文書 約一万八千点
④美術・工芸・民俗・風俗などの現物資料 約四万点

開館は昭和三十八年とかなり以前の建物だが豪華な建物で、はじめは容れものと中味がつりあわない異和感があったが、その後東寺百合文書が入ったことで中核ができておちついた感じになっている。私が二十年代に府庁文書を探訪にいったときは、府庁裏側の小さな土蔵に収蔵

されていたのだから、考えてみれば夢のようなはなしである。現在職員数は七九名を擁している。

京都に匹敵する規模のものは、東日本では茨城県歴史資料館であろう。昭和四十九年と比較的ちかい開館だが、前の岩上知事が率先して、モニメントとしてつくられたものである。農業高校の跡地というせいもあるが、敷地面積は八二、九七九㎡と広大なもので、本館の建築面積は三、七二三㎡、その外に旧海道小学校、茂木家などの歴史的記念物を修復して併置し、南側は山草園と名づけられた景勝の地となっている。所属は財団法人茨城県教育財団で、職員数は四五人(内県からの出向二三人)である。

所蔵資料は地方文書約一〇万点、和書一万五千点、行政資料(刊行物)一万五千点のほか、美術・工芸品が五千点ある。これも以前の小さな県立図書館の郷土資料室と比べると、夢のような変化であるが、残念ながら水戸藩の資料や県庁行政資料の原文書は入っていない。これは今後時間をかけて解決することになるが、他館に比較し豊富な資料購入費を持っているので、収蔵史料は年々どんどん増えている。

四 ――利用者にとっての文書館

東北地方のところでふれたように、古文書を公的に収蔵しているのは、文書館、図書館、公民館の三者だが、県レベルでは将来は文書館に収約されていくことになる。かつて三十年代に史料の中央収奪が問題になり、国立史料館が標的にされたのは気の毒なことだった。施設といい、人員といい、地方の新しい文書館よりずっと貧弱だったのに、国立という名前だけで過大評価されて批判されたのだから。その後、史料の現地保存主義は各地に文書館がつけられることで現実に解決されてきていると思う。

最後に利用者の立場から、文書館の有効性がどのようなものであるかの具体例をあげておこう。もう二十年も前の私自身のはなしだが、「明

治前期の綿作と木綿生産」というテーマで史料の蒐集にとめたことがある。村別に生産量をあたり、織物業がどのように綿作地との関連で発達していくかを地図の上に表したいと思った。周知のように、政府へ提出された各府県の郡村誌は東大図書館が全部揃えて持っていたが、震災で焼けてしまったので、あとは県に控

の稿本があるかどうかである。府県所蔵の史料を活性化したものには、埼玉県、東京府、滋賀県、奈良県、長野県、福島県（信達二郡）があるが、未刊のまま残っているのは先にあげた岐阜県のほか、群馬県（議会図書館）、山梨県（県立図書館）、京都府（資料館）などである。愛知県、茨城県、栃木県は郡

村誌はないけれど、勸業共進会の出品目録や郡の報告で生産地がつかめるが、これは上野図書館や国立史料館で所蔵していた。国単位や郡単位の大づかみな数字だったら、復刻された物産表や農産表でまにあうが、村まで下りて調べようとするとどうしても原文書を探さざるを得ないし、こうした雲をつかむような話も、目録が整備され、しかもそれが公的な機関に入っていれば、比較的簡単に利用できるのである。歴史研究者にとっての文書館は、まさにそれがなくては研究がなりたないといえるほどの高い位置を占めるものなのである。